

文 部 省 通 信

文部省体育局体育課専門員

望 月 健 一

◎ 小・中学校教育課程の改善

昭和40年6月14日、小・中学校の教育課程の改善のための審議会が開催された。

以来5回の総会を経て、現在初等及び中等の分科審議会が開催され、小学校及び中学校の教育課程について審議している。

今回の改善の方針は

- (1) 基本的事項の精選
- (2) 教育内容の質的向上
- (3) 個性・能力に適した教育の徹底
- (4) 各教科間の関連
- (5) 小学校教育と中学校教育および幼稚園教育の一貫性
- (6) 教育内容や授業時数の配当

等であるが、第1回教育課程審議会における文部大臣のあいさつの中で、「人間形成のうえから教育課程全体として統一と調和がはかられているかどうか検討する必要があると思います。すなわち、知識・技能の習得という面だけでなく、道徳性のかん養、情操の陶冶、健康の増進、体力の育成の面で学校教育に欠けているものがないかどうか反省してみる必要があろうと思います。……」と述べている。このあいさつに呼応するように、総会や分科審議会を通して児童生徒の体力の増強の必要性が討議されていることは、体育関係者としてはまことに心強いものがある。

教育課程審議会の今後の予定は、次のようにな

っている。

- (1) 分科審議会の審議に併行して、各教科領域についての専門調査員及び調査研究協力者の研究を進め、この意見を審議会に反映するようにして、教育課程の骨子を昭和41年11月頃までにまとめ、42年1月頃教育課程改善要綱の中間発表をする。
- (2) 改善要綱に対する意見等を参考として、昭和42年5月ごろまでに教育課程改善についての審議会の答申を作成する。
- (3) なお、学習指導要領の改訂の本格的作業は分科審議会の審議の線にそいながら、昭和42年1月頃から開始し秋頃までに完成したい。ということになっている。

保健体育関係の専門調査員（○印）および調査協力員は次表のとおりである。

小学校教育課程調査研究協力者

氏 名	現 職
○石河 利寛	東京大学医学部助教授
岩永 務	東京都葛飾区立二上小学校教諭
○宇土 正彦	東京教育大学助教授
○佐々木吉蔵	日本体育大学教授
三浦 勇	東京都教育委員会指導主事
須貝 光一	新宿区教育委員会指導主事
佐藤 正	東京学芸大学教授
下田 巧	東京都立北養護学校長
鈴木卯之吉	東京都渋谷区立神宮前小学校校長
○高田 典衛	東京教育大学附属小学校教諭
遠山喜一郎	千葉大学教育学部教授
古林 清	東京都中央区立京橋小学校長
保坂 一郎	東京都中野区教育委員会指導主事
前川 峯雄	東京教育大学体育学部長
松本千代栄	東京教育大学体育学部教授
水野 忠文	東京大学教育学部教授
○宮畑 虎彦	東京学芸大学教授
村居 教雄	東京都新宿区立大久保小学校教諭
多和 はる	青山学院女子短期大学助教授
渡辺邦太郎	神奈川教育委員会指導主事

中学校教育課程調査研究協力者

氏 名	職 名
佐々木磯一	練馬区立田柄中学校長
玉井 収介	国立精神衛生研究所技官
黒木 晃	杉並区立東原中学校教諭
野間 正	川崎市立平間中学校教諭
遠山喜一郎	千葉大学教授
金原 勇	東京教育大学体育学部助教授
小陡松次郎	杉並区立荻窪中学校長
○松田 岩男	東京教育大学体育学部助教授
石津 誠	日本体育大学教授
田能村祐麒	北区立赤羽中学校教諭
鈴木 蔵治	練馬区立開進第三中学校教諭
笠井 恵雄	東京教育大学体育学部教授
三幣 利伸	神奈川県教育委員会指導主事
大滝 忠夫	東京教育大学体育学部教授
松本千代栄	東京教育大学体育学部教授
○前川 峯雄	東京教育大学体育学部長
○猪飼 道夫	東京大学教育学部教授
伊沢やゑ子	東京女子体育大学教授
○重田 定正	日出国園長
○加藤 橘夫	東京大学教養学部教授

◎ 教育課程研究発表大会

毎年秋におこなわれる教育課程研究発表大会の期日及び全国共通研究課題は次のとおりである。

- (1) 小学校 11月24日～26日
中学校 11月10日～12日
高等学校11月7日～9日

- (2) 全国共通研究課題

「小学校」 ボール運動の効果的指導をどのようにするか。

本年度は主として、ボールを足で扱う種目を中心として研究協議をする。

「中学校」 格技の効果的指導をどのようにするか。

基本動作、応用技能、試合をどのように関連づけて、安全に指導するかであるが、とくに応用技能の系統性を明確にして、最も効果的な指導法の研究をする。

「高等学校」 球技の効果的指導をどのようにするか。

個人技能、応用技能をゲームの中に生かすためにどのように指導するかが研究の中心になるう。

なお、この発表にあたっては、都道府県内で研究体制を整備して、県内の充分な研究の成果を発表できるようにすると共に、この研究体制が全国共通課題以外の問題についても、自発的な研究が促進されることを期待しているものである。

◎ 教育職員免許法改正についての建議

教育職員養成審議会（会長は東京学芸大学学長高坂正顕氏）は昭和41年2月17日に文部大臣に対して、教職員免許法の改正についての建議を行なった。建議の概要は次の通りである。（文部広報から抜粋）

- (1) 免許状の種類と基礎資格

現在免許状の種類は、小学校・中学校等の学校種別に教諭免許状と助教諭免許状とがある。またどここの学校にも共通の養護教員（助教員）免許状がある。教諭免許状を受ける基礎資格は、学士の場合は1級、短大卒の場合は2級であり、高校は修士の場合1級、学士の場合2級となっている。

建議では、高等学校以外の学校においても、修士を基礎資格とする免許状を設けることが述べられている。即ち「教諭免許状は小・中・高等学校別に設け、基礎資格を修士を有する免許状、学士を有する免許状、短大を卒業することとする免許状（高校を除く）とする」となっている。

- (2) 中・高等学校の教諭免許状の免許教科について